

議案第 57 号

## 令和 8 年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

令和 8 年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めると  
ころによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 岁入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,732,970 千円と定める。

2 岁入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出  
予算」による。

### (地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定によ  
り起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び  
償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 8 年 2 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 1
	1 手 数 料	1
2 財産収入		256,460
	1 財産運用収入	4,704
	2 財産売払収入	251,756
3 繰入金		375,817
	1 他会計繰入金	375,817
4 繰越金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸収入		691
	1 雜入	691
6 市債		1,100,000
	1 市債	1,100,000
歳入合計		1,732,970

## 歳 出

款	項	金額
1 公共用地先行取得等事業費		千円 1,707,128
	1 公共用地先行取得等事業費	1,707,128
2 公 債 費		22,842
	1 公 債 費	22,842
3 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出 合 計		1,732,970

## 公共用地先行取得等事業特別会計

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
用地先行取得事業	千円 1,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗又は財政その他の都合により、全部又は一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年 6.0% 以 内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から10か年以内（据置期間を含む。）に償還する。 ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えができる。